

## 琉球大学修学支援基金の領収書発行に関する要項

〔平成28年12月13日  
制 定〕

### (趣旨)

第1条 この要項は、琉球大学修学支援基金規程第10条に基づき、琉球大学修学支援基金（以下「修学支援基金」という。）の領収書発行について、必要な事項を定める。

### (領収書)

第2条 学長は、修学支援基金に対する寄附金を受領したとき及び寄附者が希望したときは、寄附者に対して寄附金領収書(別紙様式)を発行する。

2 前項に規定する領収書を発行する場合には、「税額控除に係る証明書(写)」を添付しなければならない。

### (改廃)

第3条 この要項の改廃は、琉球大学修学支援基金運営委員会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この要項は、平成28年12月13日から施行する。

No.

寄附金領収書

住所

様

寄附金額

円

上記のとおり寄附金を受領しました。

※ この寄附金は、学生の経済的負担軽減のための支援に関する事業に活用させていただきます。

年 月 日

国立大学法人琉球大学長

× × × × 印

上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するものです。

また、租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項に規定する学生等に対する修学の支援のための事業に関連する寄附金に該当するものです。

- (注) 1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。
2. 確定申告に際して、個人の寄附者は所得控除又は税額控除のいずれかを選択いただけます。税額控除を選択された場合は、「税額控除に係る証明書(写)」も併せて必要になります。
3. 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。